「奈良県地域発注者協議会について」

1. 協議会の目的

奈良県内における近畿地方整備局、県、市町村の公共工事の各発注者において、「発注関係事務の運用に関する指針」*を踏まえた発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施を図り、奈良県内における公共工事の品質確保を促進することを目的として開催しました。

※「公共工事の品質確保の促進に関する法律 (H26.6.4改正)(品確法)」第22条に基づき、平成 27年1月30日策定

2. 開催日時

平成27年3月16日(月)15:10~16:00

3. 開催場所

奈良県中小企業会館4階大会議室



4. 参加者(86名)(内委員52名)

《県(県土マネジメント部)》

部長(座長)、事務次長、技術次長、奈良土木事務所長、関係課長 他

《近畿地方整備局》

企画部総括技術検査官、営繕部営繕品質管理官、奈良国道事務所他関係5事務所所長 他

《市町村》

県内39市町村担当課長 他

5. 協議会の主な概要

- ①出席者(委員予定者)の承認を得て協議会を発足しました。
- ②県内39市町村が、平成27年4月1日までに「歩切り」を廃止することを確認しました。
- ・「品確法」の改正により、いわゆる「歩切り」による予定価格の切り下げは法 律違反であることが明確になりました。
- ・本年1月調査の段階で、本県では一部市町村で「歩切り」が行われており、各市町村とも、廃止の方向は決まっているものの、廃止時期が不明確な市町村もありました。
- ・本協議会の議題として「歩切り」の廃止を取り上げることにより、県内の「歩切り」根絶の促進を図りました。